

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当システムファイル
保有する行政機関の名称	安中市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当の支給事務における、受給資格審査のために利用する。
記録項目	1 認定番号、2 宛名番号、3 申請年月日、4 認定年月日、5 支給開始年月、6 支給開始事由、7 受給者氏名、8 受給者生年月日、9 受給者住所、10 受給者年齢、11 受給者性別、12 配偶者氏名、13 配偶者生年月日、14 配偶者住所、15 配偶者性別、16 年金区分、17 保険区分、18 被用者区分、19 被非特区分、20 口座情報、21 児童氏名、22 児童生年月日、23 児童住所、24 児童年齢、25 児童性別、26 続柄区分、27 受給者所得金額、28 受給者控除後所得、29 限度額、30 上限額、31 扶養人数、32 配偶者所得金額、33 配偶者控除後所得、34 支給金額
記録範囲	児童手当受給者、児童手当受給者の配偶者、児童手当支給対象児童
記録情報の収集方法	児童手当認定請求書等の提出により
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	☒ 有（住民福祉課） ☐ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）安中市総務部行政課文書法規係
	（所在地）〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	☐ 有 ☒ 無

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	入所児童台帳ファイル
保有する行政機関の名称	安中市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部こども課
個人情報ファイルの利用目的	保育施設等入所判定事務における、入所決定及び保育料決定のために利用する。
記録項目	1入所施設名、2利用区分、3宛名番号、4認定番号、5整理番号、6副食費免除区分、7児童氏名、8保護者氏名、9保護者住所、10児童生年月日、11児童年齢、12児童性別、13認定・時間区分、14認定事由、15申請日、16認定日、17利用期間、18支給期間、19市町村民税所得割額、20市町村民税均等割額、21減免区分、22変更日、23退所日、24保育料調定額、25保育料減免額、26生活保護受給状況、27障害者手帳受給状況、28利用者負担額市階層、29利用者負担額国階層
記録範囲	入所児童、入所児童保護者、世帯員
記録情報の収集方法	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書等の提出 同一実施機関内の管理情報
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない
記録情報の経常的提供先	☒ 有(住民福祉課) ☐ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部行政課文書法規係
	(所在地) 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23-13
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	☐ 有 ☒ 無

個人情報ファイルの種別	☒ 法第2条第6項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		